

5/2

質問書

平成17年5月1日

静岡県熱海土木事務所

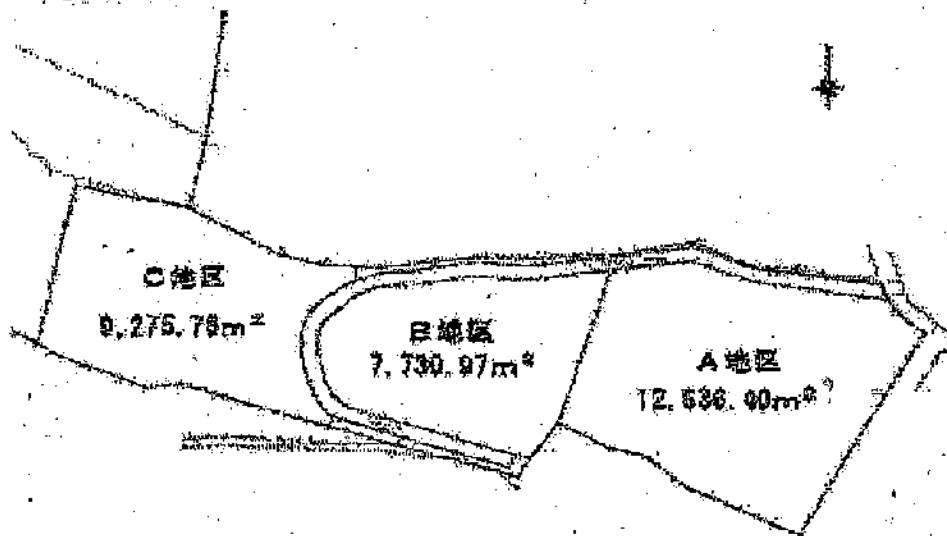
都市計画課 御中

平成17年4月28日における質疑について、回答願います。

土地の概要

土地の所在	静岡県熱海市伊豆山字雲ヶ
開発行為許可	平成14年12月26日 热土 第62-2号
開発面積	19379.64m ² (図-1のABの一部)
計画用途	宅地分譲
許可を受けた者	

図-1 (面積は概算である)



- ①. 命令書(热土第72-22号)につき、命令する理由③、④は、命令する内容記載の現場保全・安全対策のための措置の計画書の提出、承認により実施することで開発行為に関する工事を完成するために必要な能力及び信用は回復されないものなの。また、回復されないと判断された場合の措置は、開発行為の地位継承にのみ土地利用を図れないものなの。
- ②. 現場保全・安全対策を講じた旨の確認は、静岡県庁では熱海土木事務所長の判断と権限であると確認しているが、どのような方法で確認するのか。また、その時期は。

- ③. ②の確認により停止命令措置の看板は撤去に及ぶことはもちろんだが、熱土第62-2号で許可された区域の許可条件記載の施工確認は今後どのように確認されるのか。
また、確認すべき技術基準の内容は、どのように開示してくれるのか。
- ④. 施工されたことが確認できない内容の内、転圧状況の未確認が指摘されているが、熱海市へ道路築造後の移管（寄付）に際し、熱海市への提出図面では道路築造時の施工として道路境界より30度勾配の斜面により道路部分を保護する内容を記載しその事項の施工が適切であると判断し、熱海市は移管を受けているため、道路部分に関連する転圧状況は確認できたものと判断していたが、開発区域内の盛土部分はどこまで確認しようとしているのか。
- ⑤. A地区、B地区は、地位継承により申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおりの施工により検査済証の取得は可能となるはずであるが、現申請者の能力、信用の失墜により地位継承が前提の開発行為と考えるのであれば、C地区の協議は、現場保全、安全対策の措置を前提に開始できるものと考えるが、その適切な時期については。
- ⑥. ⑤におけるC地区の開発協議開始時期について、静岡県庁[REDACTED] [REDACTED]は命令書記載の命令する内容の実施と同時に見える旨、約束されていたが、協議開始の時期が当方の認識と相反する場合、その約束はどうなってしまうのか。
- ⑦. 今後、A、B、C地区に関する開発は、どのような条件が付されていくものなのか、具体的に回答されたい。

以上の事項の回答を至急お願いいたします。



[REDACTED]応対記録

日 時：平成 17 年 4 月 28 日（木）10:30～13:05

場 所：土地対策室 会議室

相手方（8名）

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

当 方（6名）

土地対策室 [REDACTED]

①相手方の主張（当方からは踏み込んだ発言はしない。）

・過去、[REDACTED]（当時の[REDACTED]）と[REDACTED]（[REDACTED]）、[REDACTED]（[REDACTED]）との約束事が熱海土木（都市計画課）に踏襲されていない。

　　当時、今回の開発に絡み、C地区（図面参照）の掘削土の利用やその後の開発許可を認める旨の了解を取ってあるのに、今回の対応（H17.4.25 热海土木と[REDACTED]との応対？）は何だ。それならこっちにも考え方がある。

・自分達が購入した土地の中（既存道路部分）に水道管が埋設されていたため、市に撤去しろと伝えた所、市からは総合的開発を認めるから水道管を生がしてほしいと言われている。黙っていたが、市は開発区域の各宅地への水道管引き込みを無償でやっている。

　　あんた達がこういう対応なら水道管を撤去させる。俺達は既に道路整備等に 2 億円もかけているんだ。県や市に弁償してもらう。

・熱海土木事務所で開催した土木、市、事業者との合同会議で C 地区の掘削土を A、B 地区の盛土として活用（流用）することの了承は得てあるし、その許可（風致のみであり土採取の届出はなされていない。）も取ってある。当時の出席者に確認してみろ了解済みだ。

- ・この土地（造成して施行した擁壁等）の工事は、俺 [REDACTED] 自身が施工している。擁壁の構造に問題がある訳ない、鉄筋も通常より太いものを使っている。写真も撮ってある。
- ・おまえ達は地盤の強度が適正であることを示せと言っているが、A地区は昔バスターーミナルだった。当時の許可書類を出してみろ。地耐力に問題がある訳がない。
- ・おまえ達はB地区にある窪地の埋め戻しを指導しないで、何が防災工事だ。水が溜まることもわからんのが。
- ・今回の件は誰が責任者だ。本庁の担当は誰だ。熱海土木（所長）が決裁権限を持っていいんだな。これから行くから連絡しろ。おまえ達は、この問題の今までの経緯を何も知らないじゃないか。現場も見ていないのか。こっちは、工事（防災工事？）を怠いでいるんだ。どういうことをすれば開発できるのかはっきりしろ。

②土木の対応

土地対策室来庁後、熱海土木と応対している。（15:00～17:00頃まで）。土木（[REDACTED] [REDACTED]）からは以下の電話連絡を受けた。

- ・途中、[REDACTED]も同席した。（同席の市は[REDACTED]が対応。）
- ・質問事項を文書で土木によるとす旨事業者に求めた。
- ・相手は〇地区の所有権は移した、どうしたら〇地区の開発ができるか聞いてきた。
- ・応対記録を録音しているためテープを起こし、土地対策室に内容を知らせる。

③今後の予定

平成17年5月9日（月）14:00 再度、[REDACTED] 土地対策室来庁予定。

過去の約束事について当方からの回答を聞きたいとのこと。

④今後の対応

- ・一様、過去の関係者（県側）に事実関係を確認する。（5/28日 [REDACTED] に確認。約束事は無いとの事。）
- ・防災工事の履行を指導する。
- ・その後の開発については、防災工事が完了し違反がなくなった場合、相手方からの具体的な相談があれば土木と調整し協議には応げる。但し、[REDACTED]による開発は信用の欠如から認めない。
- ・静岡県警捜査4課への事前の情報交換。
- （緊急連絡先 271-0110 内線 [REDACTED]

XE ([REDACTED])

✓
3

H17.4.28(木) AM10:30~PM1:00

(車両 [REDACTED] の前)

[REDACTED] と [REDACTED] 加賀語飛行場
 物、[REDACTED] との 約束が 踏襲工事でござります。

我々は 静岡県で 国交省の住宅補助金 1860万円を受けて
 いる団体である。 H13.3.1に 補助金が打ち切り日です。
 低廉な住宅供給 という目的で 行っております。

"熱海市が" 前の土地所有者に入札させながら、古 水道管
 (長さ600m、200φ) 加設。 水の需要が増え 热
 海市が 総合的開発を認めるが、水道管を入札せ
 る結果を以下諸が取下。今は 100φの水道管が造
 かれています。

④ 250

2億円かけ 道路工事と 共に 施管工事。現場へ土木事
 務所が来た。合同会議では 土木事務所の [REDACTED] 氏
 出席していなかった。(4回開催?)

[REDACTED] (4回開催?)

2/3

- 熱海市が無料で水道と宅地に引ひこめた。もう手を出す。
- 2月6日(年付不明)に土地を購入し、程なく(短期間で)許可を取った。その後、市議・県議から圧力がかかる。[REDACTED]の研修所が建つのではないかと地元で話が出た。
- 奥の院の祭りのための駐車場を確保してほしいと地元から要望があり、祭りの時に駐車場とて使用する公園をつくった。(前発特許の設計図は?)
- 「C地区も許可するから申請して下さい。(後の書き込み)C地区も許可するから勘弁しておけよが。」(手書き) [REDACTED]を出土せよと下さい。[REDACTED]も出土せよと下さい。(C地区も出土せよと下さい。)と(C地区も)とあります。
- 潛壁は、通常の3倍で作った。荷物を運ぶためだ。自分で[REDACTED]を作った。
- [REDACTED]へ行きました。
2月21日。
[REDACTED]
- 山の中の銅像は[REDACTED]から輸入した。ニューヨークに向って運びました。
- B,Cを同時に、上位先にやるよう[REDACTED]がり言葉でT。

3/3

・H29-3月にありますので、地耐力は問題が無い。バス
ターミナルの開発許可はいつ頃まであるのか?

・[REDACTED]が乗車し、翌日新潟に(返事無事)出た。
[REDACTED]が行く意図がない。

・土木事務所が3月に1度現場を見に来ました。その場で
何故注意して来たのか?

・C地区の許可は出でる。H14に土擣取を出してしまった。

・合同会議と現場での立会い記録を調べて下さい。

・[REDACTED]との約束(下以下のように)

・Cの許可を出せば、すぐ(2週間)許可を出します。

・Cから出る土をBで埋めます。

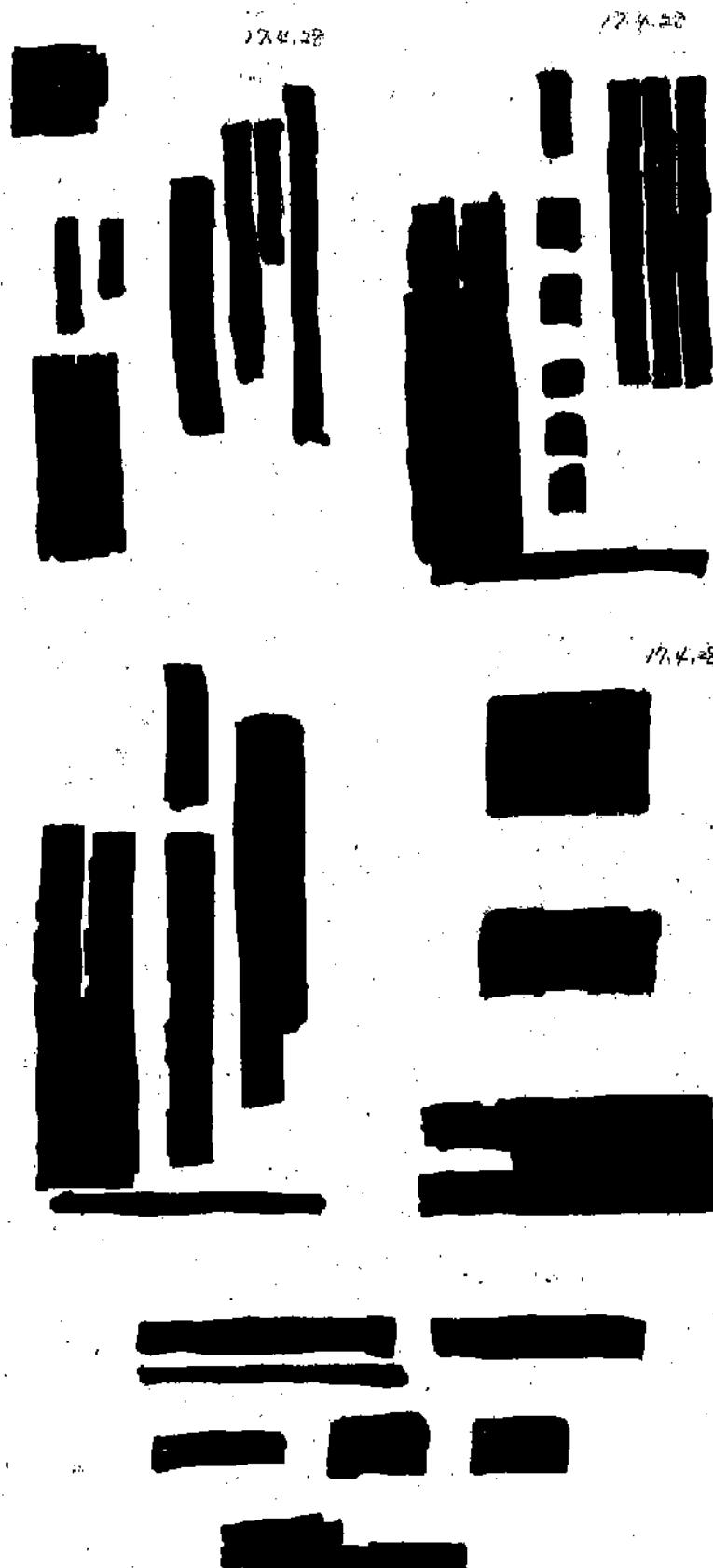
・道路勾配13%で何故許可が付けるのか?

・道路工事に伴い、これらと渤海(日本)に種まされた。それで2倍

・内掛けの道路工事を下さ

・道路工事と船港から渤海(日本)がかかる、です。

・不純な許可をおろした。開港のための道路工事を下さ。



調査日時 平成17年4月25日

調査場所 静岡県熱海土木事務所 都市計画課 [REDACTED]

調査者 [REDACTED]

土地の概要

土地の所在 静岡県熱海市伊豆山字嶺ヶ [REDACTED]

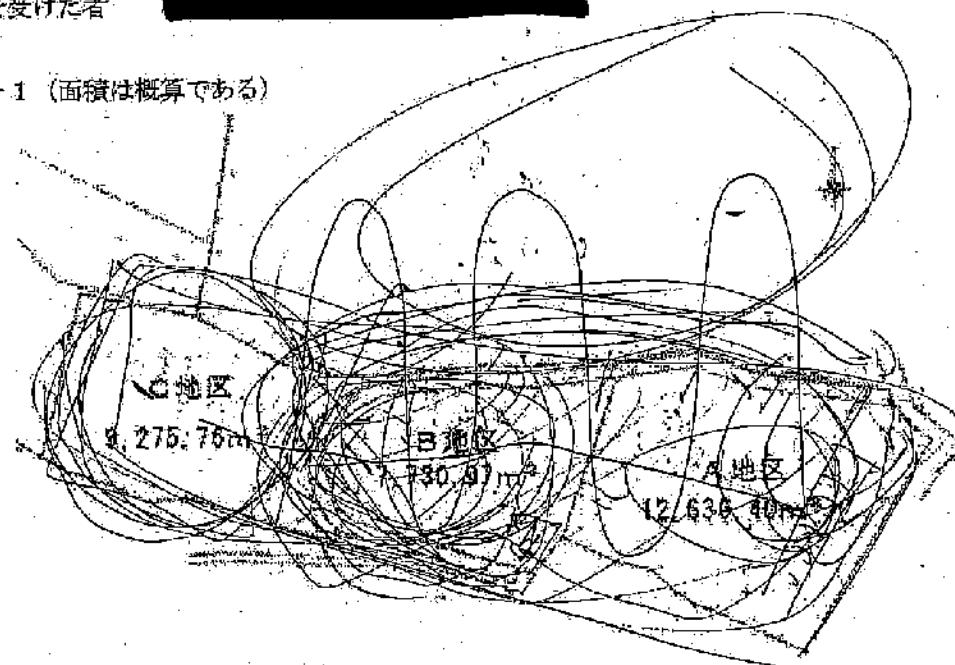
開発行為許可 平成14年12月26日 熱土 第62-2号

開発面積 19379.84m² (図-1のABの一部)

計画用途 宅地分譲

許可を受けた者 [REDACTED]

図-1 (面積は概算である)



静岡県熱海土木事務所におけるヒヤリング結果

1. A地区工事の施工状況報告がされていない。C地区は申請外の土地であるが一体とし施工行為と見られるため、平成15年9月5日都市計画法第81条第1項の規定により命令から防災工事措置を行っている。
2. 防災工事の終了後の扱いで、A地区工事の施工状況報告がされていないため、当該部分は工事のやり直し。
3. C地区を宅地化することは、ABと一体的土地区画整理事業であると当局が判断した場合は、ABC全体の開発行為とみなす。
4. 現在段階で、開発行為の地位承継は可。但し、上記1~3の内容も承継される。

あり

H17.4.26

TEL

15

H17.2月

本人が 球磨市内で開発行為
をしようとしたところ、球磨土木
から、工事の命令が出て開発
できなかた。

お問い合わせ

当時、都市住宅部に球磨土木
とも色々話したが、次の当時の様子
約束ことか、果たされていなか

①

最近 球磨土木 都市計画課にて
TELしたが、要領を得ず。

②

4/28 13: [] に会った。

* 球磨土木 都市計画課 [] にて会った。



4/26

4/28 10:30 ~

土地対策室と対応